

## ①社会保険算定基礎届の 新たな保険者算定の要件が追加されました

社会保険では、4、5、6月に支給される報酬の平均額を標準報酬月額等級区分にあてはめ、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定します。この仕組みを定時決定といいます。

この3ヶ月間の平均額が著しく不当な場合は、保険者(日本年金機構)がその額を決定するとされています。これを保険者決定といい、今年度よりこの保険者決定の処理方法が改正され新たな要件が追加されました。

### 【追加された要件】

① 当年4、5、6月に受けた報酬の平均額から算出した標準報酬月額が、前年の7月～当年3月までに受けた報酬の合計額から算出した平均額と比して、2等級以上の差が生じた場合であって
② この2等級以上の差が <b>業務の性質上 毎年発生することが見込まれる</b> 場合で、
③ さらに <b>被保険者が同意</b> していることが要件です

今回の改正は、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって、標準報酬月額の算定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、事業主が日本年金機構に対して、被保険者の同意を添えて申し立てることにより、保険者算定の対象とすることができるといえるものです。

これまで、4月から6月にかけて業務が繁忙となり、時間外手当が通常月よりも多く支給されていたような場合は、この保険者算定を申し立てることにより、結果的に社会保険料が引き下がる可能性があると思われます。

詳細は下記からダウンロードして見ることができます。

『「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について』に関するQ&A↓

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T20110610S0080.pdf>

この資料の最後には、今回の申し出で利用される「年間報酬の平均で算定することの申立書」と「被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」の書式見本も明示されていますので、詳細についてはご覧頂ければと思います。

届出方法等の詳細はこちら↓

[http://www.nenkin.go.jp/main/system/explanation/11\\_b.pdf](http://www.nenkin.go.jp/main/system/explanation/11_b.pdf)

年間報酬の平均で算定することの申立書

(様式例 1 記載例)

〇〇年金事務所 様

〇〇健康保険組合 様

当事業所は〇〇〇〇〇業を行っており、毎年、4月から6月までの間は、〇〇〇〇の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。